

伊勢原市シルバ - サロン等の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者と園児及び児童との世代交流を図るとともに、高齢者の健康と生きがいづくりを支援するため、高齢者が比々多保育園を利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用室等の範囲)

第2条 利用できる範囲は、比々多保育園のふれあいル - ム、ふれあいル - ムに付随する湯沸室等の施設及び園庭(以下「シルバ - サロン等」という。)とする。

(利用者)

第3条 シルバ - サロン等を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内居住の60歳以上の者
- (2) 市内居住の高齢者で組織された団体

(利用日の制限)

第4条 シルバ - サロン等は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までは利用することができない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に利用できる日又は利用できない日を設けることができる。

(利用時間)

第5条 シルバ - サロン等の利用時間は、次に定める時間内とする。

(1) 保育を実施する日

ア 月曜日から金曜日 午前9時から午後6時まで

イ 土曜日 午前9時から午後4時まで

(2) 保育所の休日(前条第1項に規定する日を除く。)午前9時から午後6時まで

(利用の申込等)

第6条 シルバ - サロン等を利用しようとする者は、前条第1号アに規定する日(以下「平日」という。)の午前9時から午後5時までの間に直接又は電話で比々多保育園へ申込みをしなければならない。ただし、前条第1号イ及び同条第2号に規定する日に利用しようとする者については、あらかじめ団体の登録をした上で、申込みをしなければならない。

2 前項の申込みを受けたときは、比々多保育園シルバ - サロン等利用者受付整理簿(第1号様式)に記載し承認するものとする。

3 前項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の当日に比々多保育園シルバ - サロン等利用者名簿(第2号様式)に必要事項を記載しなければならない。

(団体の登録)

第7条 前条第1項ただし書きの規定による登録を受けようとする団体は、比々多保育園シルバ - サロン等利用団体登録申込書兼登録簿(第3号様式。以下この条において「申込書」という。)を比々多保育園に提出しなければならない。

2 比々多保育園は、申込書の提出があったときは、その内容を確認し、常備するものとする。

3 第1項の団体登録の有効期間は、申込書を受理した日の属する年度の末日までとする。

4 登録を受けた団体の内容に変更が生じたときは、届け出なければならない。

(利用の制限等)

第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消し、利用を停止し、又は利用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他の施設利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(3) シルバ - サロン等以外の施設にむやみに立ち入らないこと。

(4) 使用を終了したときは、清掃、整理整頓をすること。

(5) その他管理上支障となる行為をしないこと。

(休日の利用者の責務)

第10条 第5条第2号に規定する時間内の利用については、利用責任者が利用日の直前の平日の午前9時から午後5時までの間に、玄関、ふれあいル - ム及び機械警備の鍵(以下「鍵」という。)を受け取り、責任を持って保管しなければならない。

2 シルバ - サロン等の利用が終了したときは、原状に復し、鍵をあらかじめ指定した場所に返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、シルバ - サロン等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成13年4月1日伊勢原市告示第45号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月18日伊勢原市告示第75号)

この告示は、公表の日から施行し、平成13年6月25日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

比々多保育園シルバ - サロン等利用者受付整理簿

月		ふれあいルーム 1 (鍵番号)	ふれあいルーム 2 (鍵番号)	ふれあいルーム 3 (鍵番号)	園庭
日(日)	午前	()	()	()	
	午後	()	()	()	
日(月)	午前	()	()	()	
	午後	()	()	()	
日(火)	午前	()	()	()	
	午後	()	()	()	
日(水)	午前	()	()	()	
	午後	()	()	()	
日(木)	午前	()	()	()	
	午後	()	()	()	
日(金)	午前	()	()	()	
	午後	()	()	()	
日(土)	午前	()	()	()	
	午後	()	()	()	

第2号様式（第6条関係）

比々多保育園シルバ - サロン等利用者名簿			
利 用 日	月 日 ()		
利 用 時 間	時 分 から	時 分 まで	
利 用 室 等	ふれあいルーム	1	2 3 園庭
利用者(団体)名			
団体代表者名			
電 話 番 号			
利 用 目 的			
利 用 人 数	人	鍵番号	

第3号様式（第7条関係）

比々多保育園シルバ - サロン等利用団体登録申込書兼登録簿

登録番号 番
(登録) 年 月 日

団体名等				
団体代表者	氏名		年齢	歳
	住所		電話番号	
	勤務先		電話番号	
	氏名	年齢	住所	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

第2号様式（第6条関係）

比々多保育園シルバ - サロン等利用者名簿			
利 用 日	月 日 ()		
利 用 時 間	時 分 から 時 分 まで		
利 用 室 等	ふれあいルーム	1	2 3 園庭
利用者(団体)名			
団体代表者名			
電 話 番 号			
利 用 目 的			
利 用 人 数	人	鍵番号	

第2号様式（第6条関係）

比々多保育園シルバ - サロン等利用者名簿			
利 用 日	月 日 ()		
利 用 時 間	時 分 から 時 分 まで		
利 用 室 等	ふれあいルーム	1	2 3 園庭
利用者(団体)名			
団体代表者名			
電 話 番 号			
利 用 目 的			
利 用 人 数	人	鍵番号	